

平成二三年一月一日、横浜で、日本弁護士連合会主催の業務改革シンポジウムが開かれた。これは、文字通り、弁護士がその業務を改革していくために何をなすべきかを考えようというものであるが、その第二分科会のテーマが「地方自治体の自立と弁護士の役割（行政クレイマー、監査、議会を題材として）」であった。当初は、一五〇人程度の参加があればと考えていたが、途中で、自治体関係者の出席希望者が意外に多いことが判明し、会場の収容能力の関係から、弁護士以外の出席者を優先することにした。当日は、常時一八〇人程度（収容能力の限界）、延べで二四〇人程が参加する盛況となった。

第二分科会では、行政クレイマー、監査、議会をテーマとして、（自称）専門家が基調報告を行い、学者、実務担当、議員に弁護士を加えたパネリストが議論をした。自治体関係者の参加が多かった理由については、行政クレイマーという題材が良かったのではないかと感じる想もあったが、弁護士が何をやるう

としているのだろうかという好奇心もあったのかも知れない。ともあれ、弁護士の行動に関心をもってくれる人たちが多いということは、それ自体歓迎すべきことである。この分科会では、シンポに並行して、無料の行政法律相談も企画したのであるが、相談案件は、再任用に関するものとクレイマー対策の二件だけであり、若干意気込みを外された感じだった（昨年松山市で行った同様の企画では五件の相談があった）。

パネルディスカッションにおいても活発な議論が展開された。まず、監査に関しては、現状と問題点に始まり、総務省の三つの見直し案についてまで議論がなされたが、見直し案については、いずれも現実に機能しないおそれがあるので、更なる検

続*弁*護*士*月*記

13

業改シンポ

橋本 勇

討が必要だろうとの意見集約がなされた。議会に関しては、基本条例の制定が重要なのではなく、実践が重要であり、そのためには事務局の充実に実や専門家の利用が欠かせないとの指摘のほか、議員提案条例の立案に際して長部局が協力している実例の紹介もなされた。行政クレイマー対策に関しては、情報公開条例における濫用禁止規定の制定や裁判所への仮処分の申立てなどの実例の紹介とともに、単純な住民至上主義を反省し、行政クレイマーに対する毅然とした対応が必要であるとの指摘がなされ、クレイマーに対抗できる知識・能力の育成とそれに直面する職員が相談できる体制を作っていくことが大切であることが強調されていた。

弁護士会がこのようなシンポジウムを開いているのは、これまでの弁護士の感覚の中には、弁護士は基本的に弱者である住民の側に立つべき

存在であり、弁護士が行政の側に立ち、住民に対抗するなどもってのほかである、というものがあつたのに対し、これからは、弁護士が自治体の業務に関与し、協働することで、自治体及びその職員の平穩かつ安定した業務遂行を保証し、これをもって広く公共への奉仕を確保する必要があるのであるし、それが可能であると考えられる弁護士の数が多くなってきたことがあるように思われる。

司法試験の合格者が急増し、その増えた分だけ弁護士の数が増加するという環境の中で、弁護士の業務の拡大の標的として自治体が挙げられてきたというのが実情のように思われるが、まず需要に応じられるだけの能力を身につけるのが先決だという議論も根強い。しかし、依頼の多い仕事のための研鑽を期待するのは酷であるし、依頼されれば、それに応えるために必死に勉強するということもある。結局、「鶏が先か、卵が先か」という議論になるが、弁護士を敵視するだけでなく、上手な活用を図るのが得策という気もする。

（弁護士）